

表紙の特定外来生物		
アメリカミンク	ヌートリア	ガビチョウ
オオキンケイギク	オオハシゴソウ	ブルーギル
ウシガエル	ウチダザリガニ	アゾラ・クリスタータ



タヨちゃん サトくんとなかまたち

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

編集・発行  
**環境省東北地方環境事務所**  
 〒980-0014  
 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階

TEL 022-722-2870(代表)  
 FAX 022-722-2872

東北地方環境事務所ホームページ <http://tohoku.env.go.jp>  
 外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>  
 生物多様性ホームページ <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>

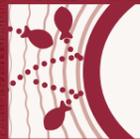
2013年2月改訂

## 外来生物被害予防3原則

侵略的な外来生物による被害を予防するためには次の三原則を守ることが必要です。

### 1. 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本にいれない



海外からはもちろん、国内の他地域からの生物の安易な導入はやめましょう。

### 2. 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない



外来生物はもちろん普通に飼っているペットも野外に捨てたり、逃がしたりしてはいけません。飼った生物は終生、飼養しましょう。

### 3. 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない



すでに定着している外来生物を他地域に持ち込むことは、被害を拡大させることになるので、やめましょう。

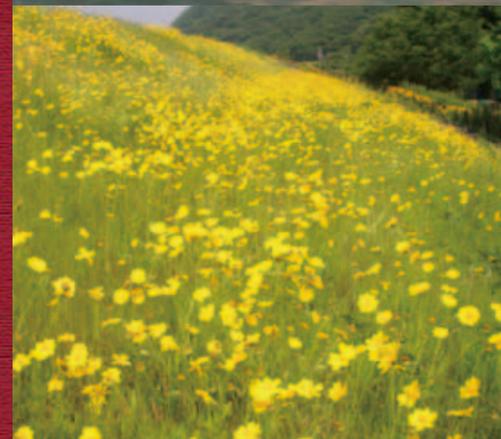
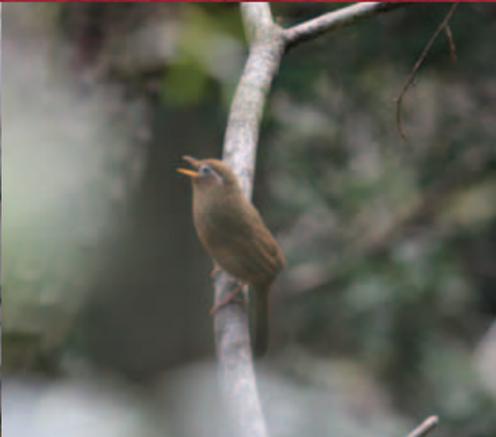
近年、町おこし等でといった趣旨でホタルやメダカなどを国内の他の地域から導入し野外に放ち、定着させようとの活動が見られます。しかし、これらの活動により、新たに導入された地域ではもともと生息していたホタルやメダカとの交雑によりその地域固有の特性が喪失するなどの問題が生じている例があります。

これらの行為は、本当の意味での「自然の回復」や「生物多様性の保全」とはいえないのではないのでしょうか。

みなさんもいっしょに考えませんか。

# 東北地方の外来生物

生物多様性を保全するために



**東北地方環境事務所**  
 Tohoku Regional Environment Office



# 外来生物について



## ●外来生物とは…

外来生物とは、もともといなかった国や地域に、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。海外から入ってきた生物はもちろん、同じ日本の中にもいる生物でも、もともといなかった地域に持ち込まれた場合も含まれます。



アレチウリ

## ●侵略的な外来生物とは…

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物がいます。一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与え、生物の多様性を脅かす生物もいます。これを侵略的な外来生物といいます。

「侵略的」というと、何か恐ろしい・攻撃的な生物をイメージしてしまうかもしれませんが、本来の生息地ではごく普通に生活しており、その生物自体が恐ろしい・攻撃的というわけではありません。たまたま、人間の活動により、本来の生息・生育地でない場所に入ったため、悪い影響を及ぼしている場合がほとんどです。例えば、日本でごく普通にみられるコイ(魚)や土手などに生えているクズ(植物)でも、本来生息・生育していなかったアメリカでは、「侵略的な外来生物」だといわれています。

## ●外来生物の問題点

それぞれの地域の生態系は、長い歴史をへて、生物が食べたり食べられたり、すみ分けたり、お互いに関わりあいながら生活し、自然のバランスが保たれています。ここに外来生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、広範囲にわたって悪影響を及ぼす場合があります。

### ①日本固有の生態系への影響

- ・在来生物(もともとその地域にいる生物)を食べる
- ・在来生物の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌などの奪い合いをする
- ・近縁の在来生物と交雑して雑種をつくり、在来生物の遺伝的な独自性を喪失する

### ②人の生命・身体への影響

- ・毒をもっている外来生物にかまれたり、刺されたりする危険がある

### ③農林水産業への影響

- ・畑を荒らしたり、農林水産物を食べる



ナルトサワギク



コクチバス

以上のような外来生物の問題を解決するため  
外来生物法がつけられました。

## ●外来生物法について

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に平成17(2005)年6月から施行されました。

### ■特定外来生物とは

外来生物法では、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある外来生物を特定外来生物として指定しています。

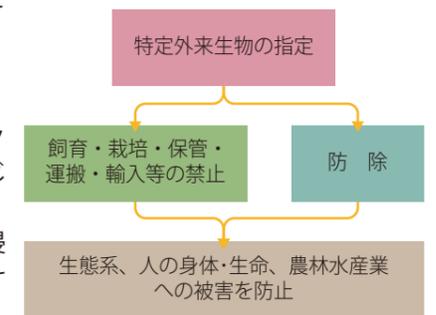
### ■特定外来生物の取扱いの規制

特定外来生物に指定されたものについては、次のような規制があります。

- 飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡などが原則として禁止されます。
- 輸入することが原則として禁止されます。
- 野外へ放つ、植える及びまくことが禁止されます。
- 許可を受けて飼養等する場合、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの個体識別等の措置を講じる義務があります。

輸入を禁止することで、海外からの特定外来生物の侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における特定外来生物の拡散を防ぎます。

※飼育・栽培・保管及び運搬のことを外来生物法では「飼養等」といいます。  
※学術研究、展示などの目的で特定外来生物の飼養等をしたい場合は、あらかじめ主務大臣に許可の申請を行う必要があります。  
※特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。



### ■違反したらどうなるの

法律に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

### ■特定外来生物の防除

特定外来生物による被害がすでに生じている又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行います。

防除が必要な場合には、国が防除の公示を行い、①防除の目標、②防除の方法、③適正な防除を進めるために必要な事項を国民に広く周知し、国以外の地方公共団体(防除の確認)、NPO等(防除の認定)が計画的な防除を実施できるようにしています。

特定外来生物が入ってしまった場合は、できるだけ早く見つけ出して、拡がってしまう前に防除することが重要です。

### ■外来生物の調査・研究

日本に侵入した外来生物は、分布状況や、食性、繁殖方法など科学的情報のない種類がほとんどです。

日本に定着している外来生物の被害を減らすために、調査を行い、効果的な防除の方法を開発していくことが重要です。

# 東北地方の外来生物

## ●東北地方の特定外来生物

平成23(2011)年7月現在、外来生物法では105種類が特定外来生物に指定されていますが、東北地方では21種類の侵入が確認されています(右表参照)。そのうち代表的な5種類を紹介します。

哺乳類	台湾ザル, ヌートリア, クリハラリス(台湾リス), アライグマ, アメリカミンク
鳥類	ガビチョウ, カオグロガビチョウ, ソウシチョウ
両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ, ブルーギル, コクチバス, オオクチバス
甲殻類	ウチダザリガニ
植物	オオキンケイギク, オオハンゴンソウ, ナルトサワギク, オオカワヂシャ, アレチウリ, オオフサモ, アゾラ・クリスタータ

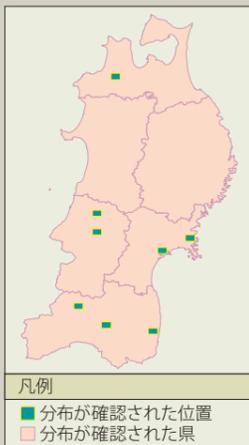
## ●東北地方の代表的な特定外来生物

### アライグマ

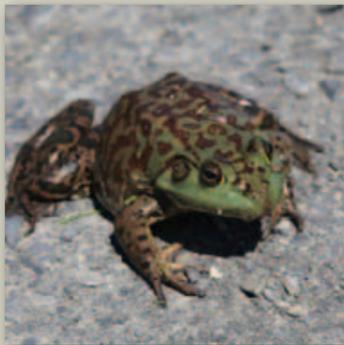


北アメリカ原産。ペットとして持ち込まれたものが逃げ出して野生化しました。

- **生息環境**  
夜行性で森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に生息し、一般的には水に近い場所を好みます。
- **被害と対策**  
雑食性で、ニホンザリガニ等の在来生物の捕食、農作物などへの被害、歴史的建造物に爪痕をつける等の報告がされています。対策としては、箱わな等を用いた捕獲が実施されています。

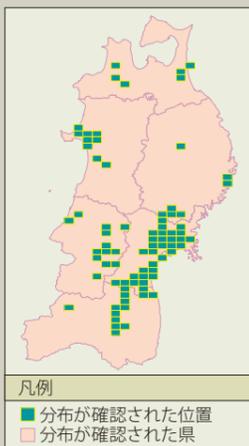


### ウシガエル



北アメリカ原産。食用目的の養殖から逃げた個体が野生化しました。

- **生息環境**  
池沼などの止水、穏やかな流れの周辺に生息しています。夜行性で昼間は水草の中や水場周辺のくぼ地などに隠れています。
- **被害と対策**  
肉食性で他のカエルや、ザリガニ、昆虫、小鳥までも捕食します。他のカエルとの競合も懸念されています。対策としては、水中での箱わな等を用いた成体の捕獲が実施されています。

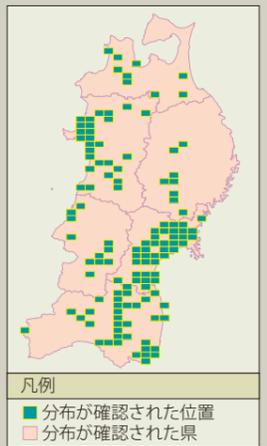


### オオクチバス



北アメリカ原産。もともとは食用目的で持ち込まれましたが、釣りの対象として全国に放流され、野生化しました。

- **生息環境**  
ダム湖や天然湖沼、ため池、河川中～下流域、汽水域などの水域に生息しています。
- **被害と対策**  
肉食性で捕食や競争を通じ、在来生物に直接的または間接的な影響を及ぼします。対策としては、網による成魚や稚魚の捕獲、人工産卵床の設置による卵の駆除などが行われています。



### ウチダザリガニ



北アメリカ原産。食用目的の養殖から逃げた個体が野生化しました。

- **生息環境**  
冷水性の河川や湖沼に生息します。
- **被害と対策**  
他の小動物を捕食して生態系を攪乱している可能性が高いと考えられています。対策としては、水中での箱わな等を用いた捕獲が実施されています。

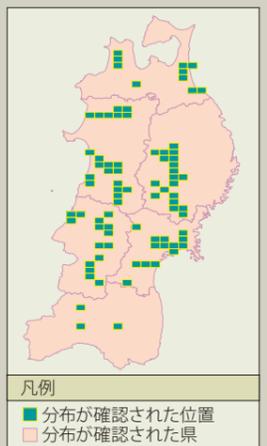


### オオハンゴンソウ



北アメリカ原産。観賞用に導入されたものが野生化しています。7～10月に花が咲きます。

- **生育環境**  
路傍、荒地、畑地、湿原、河川敷などに生育します。
- **被害と対策**  
国立公園の湿原や溪畔林等の自然度の高い環境に侵入し、貴重な在来植物の生育地を狭めています。抜き取りや刈り取りなどの対策が行われています。



注) 特定外来生物の分布情報は、「平成21年度外来生物問題調査検討業務報告書(環境省 2010)」及び関係機関へのヒアリング結果を元に作成しており、この地域以外に生息・生育していないことを示すものではありません。

# 東北地方の外来生物

## ● 東北地方の 要注意外来生物

外来生物法の規制対象にはなっていませんが、これらの外来生物は生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、適切な取扱いが必要とされるものです。代表的な4種類を紹介します。

### アカミミガメ



北アメリカ～南アメリカ原産。ミドリガメとして販売され飼育されたものが捨てられて野生化しています。在来のカメ類や水生植物、魚類、両生類、甲殻類等に、捕食や競争を通じて大きな影響を及ぼしていると考えられています。

### ニジマス



カムチャッカ半島から北米の太平洋岸原産。養殖や管理釣り場で利用され、釣りを目的として各地の水域に導入されています。

### アメリカザリガニ



北アメリカ原産。食用のウシガエルの餌として導入されたものが野生化したといわれています。希少な水草や水生昆虫への影響が懸念されていますが、既に定着している地域が多く、また、ペットとしての飼育も多いため、対策が難しいと考えられています。

### ハリエンジュ



北アメリカ原産。ニセアカシアとも呼ばれます。砂防林や薪炭材、良質の蜜源植物として導入され、広く利用されてきたものが野生化しています。各地の河川や海岸などで繁茂し、希少植物を含む在来植物と競争するおそれがあります。

## ● 東北地方の その他外来種

特定外来生物および要注意外来生物以外にも多くの外来生物が東北地方に生息・生育しています。代表的な2種類を紹介します。

### ハクビシン

中国・東南アジア原産。戦時中に毛皮用として持ち込まれたとの記録があります。また、江戸時代にも持ち込まれたとの記録があります。



### サカマキガイ

ヨーロッパ原産。淡水魚や水生植物とともに持ち込まれたと考えられています。



## ● 東北地方の 国内移入種

もともと国内に生息・生育している種であっても、本来の生息地や生育地でないところに移入された種を国内移入種といいます。代表的な2種類を紹介します。

### モツゴ

関東以西原産。コイやフナ類の種苗に混入して入ってきたとされています。近縁の在来種シナイモツゴと交雑する問題が生じています。



### ゲンゴロウブナ

琵琶湖原産。ヘラブナとも呼ばれ、釣りを目的として各地の水域に導入されています。



## ● 遺伝子攪乱を及ぼす 恐れのある種

東北地方に生息・生育している種であっても、離れた地域等から遺伝的に異なる個体が導入された場合、交雑による遺伝子攪乱が生じて、もともといた種の遺伝的特徴が失われるおそれがあります。代表的な2種類を紹介します。

### メダカ

日本全国に分布し、もともと東北地方にも生息しています。地域によって、尻ビレのスジの数等が異なるといった違いが知られています。



### ゲンジボタル

本州、四国、九州に分布し、もともと東北地方にも生息しています。関東の個体と関西の個体では、発光間隔が異なるといった違いが知られています。



## 適切な管理による特定外来生物の利用

外来生物法では、特定外来生物の飼養等を行うことは原則として禁止されていますが、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で飼養等する場合は、事前に申請の上、許可を受ける必要があります。

セイヨウオオマルハナバチは日本在来のマルハナバチとの競争や交雑などにより生態系に影響を及ぼすことから、決められた野外逸出防止対策をとった施設で適切な管理の下、飼養する必要があります。



※主な参考文献等：「環境省外来生物法ホームページ」、「国立環境研究所侵入生物データベースホームページ」、「平成21年度外来生物問題調査検討業務報告書(環境省 2010)」、「青森県外来種対策学術調査報告書(青森県 2006)」

# 防除活動 東北地方環境事務所の取り組み

## ●伊豆沼・内沼のオオクチバス等防除事業

平成16(2004)年度から伊豆沼・内沼でオオクチバス等外来魚の駆除活動を行なっています。



伊豆沼・内沼は宮城県北部の栗原市・登米市の両市にまたがって位置し、北上川支流の沖積平野にある面積387haの大小2つの淡水の沼です。

水深は最大でも1.6mと非常に浅く、水生植物のほか、鳥類や魚類、貝類、水生昆虫など多くの動植物が生息・生育しています。

昭和42(1967)年に国の天然記念物の指定を受け、昭和57(1982)年には、オオハクチョウ、マガン等の集団渡来地として国指定鳥獣保護区に指定され、昭和60(1985)年にはラムサール条約湿地に登録されるなど、生物多様性が高く保全上重要な地域です。

### ●被害状況

伊豆沼・内沼の淡水魚類の漁獲量は平成7(1995)年までは年間30t以上ありましたが、平成8(1996)年、定置網にオオクチバスが初めてかかって以来、毎年大量のオオクチバスが漁獲されるようになると漁獲量が激減し、平成14(2000)年には1/3まで減少しました。希少種であるゼニタナゴ(環境省レッドリスト絶滅危惧IA類)も大きく減少するなど生態系への影響が懸念されています。

### ●オオクチバス等の駆除

オオクチバス等の防除事業では、地元NPO、市民ボランティア、漁協、有識者、関係行政機関等の協力を得ながら、防除技術の確立・改良、普及広報など多面的に防除事業を展開しています。

オオクチバス等の人工産卵床による駆除や流域のため池での「池干し駆除」、また、定置網・刺網等による駆除を実施しています。その結果、減少した在来の魚類の一部で回復の兆しがみられています。

### ●オオクチバス等駆除マニュアルの作成

平成17(2005)年度に、それまでの成果や最先端の駆除方法を取りまとめた「ブラックバス駆除マニュアル～伊豆沼方式オオクチバス駆除の実際～」を作成して、駆除の必要性や手法の普及を図っています。

更に、平成21(2009)年度には、比較的規模の小さい農業用ため池等が伊豆沼・内沼周辺へのオオクチバス等の供給源になっていることから、ため池の池干し駆除の事例をもとに「池干しによるオオクチバス等駆除マニュアル」を作成して、全国的な活用及び普及に努めています。



人工産卵床



捕獲したオオクチバス等



出典：宮城県水産技術総合センター・宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団調べ

## ●国立公園内での外来植物駆除事業

十和田八幡平国立公園、陸中海岸国立公園及び裏磐梯朝日国立公園では外来植物の駆除活動を行っています。ここでは、オオハンゴンソウの駆除活動を紹介します。



赤倉岳



毘沙門沼



北山崎

### ●被害状況

国立公園は日本を代表する美しい景観を有している地域ですが、幹線道路が整備され、観光客などの人の出入りが多いことなどから、周囲から外来生物が侵入しやすい環境となっています。オオハンゴンソウの侵入・繁茂が確認されており、貴重な在来植物の生育地を脅かすなど影響を与えています。

### ●活動内容

十和田八幡平国立公園は平成9年度から、陸中海岸国立公園は平成24年度から、裏磐梯朝日国立公園は平成19年度からオオハンゴンソウの拡散を防ぐとともに、問題意識の共有化を図るため、関係行政機関、自然保護団体、地位住民等と連携して合同で駆除活動を実施しています。なお、十和田八幡平国立公園では、オオハンゴンソウのほか、セイヨウタンポポ、フランスギクなどの駆除も行っています。

国立公園以外の地域では、国指定伊豆沼鳥獣保護区で平成24年度から、オオハンゴンソウの駆除活動を実施しています。

これらの活動は現在、グリーンワーカー事業(GW)事業※として実施しています。

### ●成果と課題

GW事業では、駆除作業とともに、試験区を設置したり、モニタリング調査を実施するなどして、駆除方法の改善に取り組んでいます。

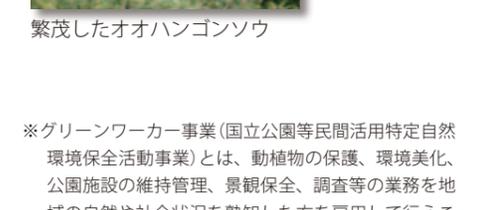
これまでの結果として、試験区での在来種数の増加などの成果も見受けられますが、根絶へ向けて継続した駆除活動を実施することが大切です。



駆除活動の状況



拡散させないための袋詰め



繁茂したオオハンゴンソウ

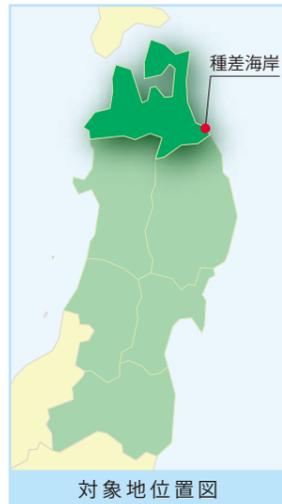
※グリーンワーカー事業(国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業)とは、動植物の保護、環境美化、公園施設の維持管理、景観保全、調査等の業務を地域の自然や社会状況を熟知した方を雇用して行うことにより、管理レベルのグレードアップを図る事業です。

# 防除活動 民間団体等の取り組み

## 対象種 オオハンゴンソウ

### ● たねさし外来植物は駆除し隊【青森県八戸市】

八戸市の社会教育課を中心とした職員で構成するボランティア団体です。国の名勝である種差海岸で、近年急速に広がるオオハンゴンソウの駆除を行っています。



● 対象地 .....  
種差海岸は、青森県南東部の太平洋岸に位置し、荒波の浸食によってできた海食崖と広大な砂浜や自然の芝生が海岸線まで続く独特の景観を形成しています。分布の南限あるいは北限となる植物が多く見られ、春から秋にかけて500種類以上の野生植物が咲き誇ります。

### ● 被害状況 .....

国の名勝に指定された昭和12年頃の芝草原と現在の景観は大きく変化しています。この理由の一つとしては、馬の放牧が行われなくなり、採食の圧力が減ったことが挙げられます。芝草原が管理されなくなったことから外来植物が多く侵入し、近年では特にオオハンゴンソウが急速に拡がり、在来植物の分布域を減少させています。



### ● 取り組みの概要 .....

種差海岸の保全に取り組む「鷗盟大学OB」や「種差海岸ボランティアガイドクラブ」、「青森県退職校長会」などと協力し、景観が優れている場所で優先的に駆除を実施しています。在来植物に配慮しながら、根から抜き取る作業を同一の場所で複数回行うことにより、オオハンゴンソウの減少が確認されたエリアもあります。また、定期的に現地を観察し、分布状況をモニタリングしています。



### ● 青森県の取り組み

青森県では、県内に導入された外来種について、その実態の把握と対策の基礎資料とするため、学術調査を実施し、調査結果を【青森県外来種対策学術調査報告書—青森県外来種リスト—】として平成18(2006)年に発行しました。

報告書では、国内移入種を含め446種類がリストアップされ、生物多様性への影響の度合い等により6カテゴリーに分けて示されています。



## 対象種 ウシガエル

### ● 久保川イーハートーブ自然再生協議会【岩手県一関市】

URL <http://www.jumokuso.or.jp/kubokawa/index.html>

久保川流域に維持されている里地里山を対象に、積極的に生物多様性を再生する活動を行っています。その一環として、対象地域内に分布するため池において、主にウシガエルを対象とした駆除を実施しています。



● 対象地 .....  
岩手県南部・磐井丘陵帯に位置する久保川流域には、小区画の水田やため池群、周辺の雑木林等により構成される伝統的な里地里山景観が現在も随所に残されています。こうした環境には、希少な魚類や水生昆虫、植物が多く生息・生育しており、「にほんの里100選」「ため池百選」にも選ばれています。

### ● 被害状況 .....

久保川流域には、オオクチバス、アメリカザリガニ等の外来水生生物の侵入が少ない点が特徴として挙げられますが、平成10年頃からは、下流側のため池を中心にウシガエルが侵入し、近年では分布域や個体数が急速に拡大しています。また、ウシガエルが侵入したため池では、在来水生昆虫の急速な減少が確認されており、流域全体への影響が懸念されています。



### ● 取り組みの概要 .....

東京大学大学院保全生態学研究室との協力体制の下、主にウシガエルを対象とした駆除活動に取り組んでおり、科学的な視点に立った駆除の取り組み(重点地域の設定、様々な捕獲方法の実施、モニタリング)や、環境学習会や民間企業との連携によるボランティアの確保など、地域住民を含む多様な主体の参加による外来種駆除の取り組みを実践しています。



### ● 岩手県の取り組み

毎年、各市町村に聞き取り調査を行い外来魚の生息分布について把握すると共に、「ブラックバス等外来魚駆除ハンドブック」(平成22(2010)年1月 岩手県)や「ブラックバス放流禁止」標識の配布により、県民意識の向上に努めています。

また、県内の『十和田八幡平』、『早池峰』といった国立・国定公園で、毎年数回、セイヨウタンポポ、フランスギク等の駆除作業を実施しています。



# 防除活動 民間団体等の取り組み

## 対象種 オオクチバス

### ●NPO法人シナイモツゴ郷の会【宮城県大崎市】

URL <http://www.geocities.jp/shinaimotsugo284/>

旧鹿島台町(現大崎市)の天然記念物に指定されているシナイモツゴを保全するため、オオクチバスの駆除活動を行っています。

- 対象地……………宮城県大崎市に位置する旧品井沼周辺のため池群です。品井沼は大正5(1916)年にシナイモツゴが初めて発見された沼です。
- 被害状況……………シナイモツゴは、昭和初期までは東北地方でも普通に見られる種でしたが、国内移入種のモツゴとの交雑やオオクチバスによる捕食により、絶滅のおそれが懸念されています。
- 取り組みの概要……………平成14(2002)年より、池干しを主としたオオクチバスの駆除活動を行っており、近年では地元小学校や農業者と協力して駆除後の在来魚復元も併せて実施しています。また、オオクチバス駆除と在来魚復元のための技術開発や活動モデルづくりに取り組んでいます。



### ●ナマズのがっこう【宮城県栗原市・登米市】

伊豆沼・内沼周辺のため池を中心に、ため池生態系の復元を目標としたオオクチバスの駆除活動を行っています。

- 対象地……………宮城県北部に位置する伊豆沼・内沼上流域のため池群です。伊豆沼・内沼は冬鳥の代表的な飛来地でラムサール条約湿地に登録されています。
- 被害状況……………かつての伊豆沼・内沼周辺のため池群には、ゼニタナゴを始めとする淡水魚類が多く生息していましたが、オオクチバスの増加に伴い、在来小型魚類が激減し、生物相が単純化しています。
- 取り組みの概要……………平成16(2004)年より、農家、地域住民等が一体となって、池干しによるオオクチバスの完全駆除に取り組み、ため池生態系の復元を図っています。また、かつてため池に生息していた魚やエビは食材として利用されていたことから、在来魚を復元して、食材として活用する取り組みを始めています。



#### ●宮城県内の取り組み

宮城県内では、ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼において、オオクチバスが急増した平成8(1996)年以降、小型の在来魚類や二枚貝類が激減するとともに、魚類を採食する鳥類の減少など、沼全体の生態系が著しく悪化しています。

そのため、財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が中心となって、刺網や人工産卵床・電気ショッカーを用いたオオクチバスの駆除やブルーギルの駆除研究開発など、生態系保全のための各種取り組みを行っています。

## 対象種 オオクチバス

### ●秋田淡水魚研究会 通称「ザッコの会」【秋田県大仙市】

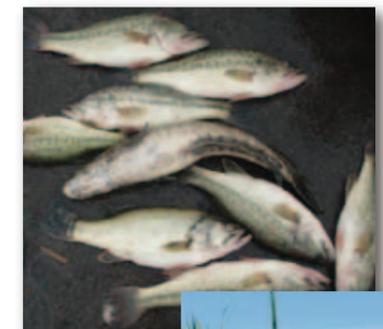
淡水魚に親しむとともに、生態系および生物多様性の保全・回復を目的とし、各地域の市民団体や行政と協力して活動を行っている団体です。活動の一環としてオオクチバス等の外来魚対策にも力を入れています。



- 対象地……………会の活動地域は秋田県全域におよびますが、一例として八郎湖における活動を紹介いたします。八郎湖は、かつては日本で二番目に大きな湖でしたが、干拓事業により大部分が干陸化した場所です。また、元は海水と交じり合う汽水湖でしたが、八郎潟防潮水門が設置されたことで淡水湖になっています。



- 被害状況……………八郎湖で初めてオオクチバスが確認されたのは昭和58(1983)年のことでした。その後、徐々に漁業者の網に入るようになり、最も多い年には22トンの漁獲を記録しています。最近では、若干減少したものの、5トン程度と大量に漁獲され続けています。オオクチバスが増加する一方で、在来魚の漁獲量は減少し、八郎湖における魚類の多様性が低下しています。
- 取り組みの概要……………平成17(2005)年から八郎湖におけるオオクチバス等の外来魚対策に取り組んできました。会員が主体となって、刺網、地曳網、投網、タモ・サデ網による採捕および人工産卵床の設置による駆除活動を実施しています。また、会には学識者も所属しており、他の学識者やシンポジウムでの情報・意見交換等により効率的な駆除方法を習得し、継続的な活動によって駆除の成果を上げています。



#### ●秋田県の取り組み

秋田県内水面漁場管理委員会指示により、河川湖沼の漁業と在来の水生生物を保護するため、平成15(2003)年からオオクチバスやコクチバス(及びその他のオオクチバス属の魚)、ブルーギルの捕獲後の再放流が禁止されています。

これを受けて秋田県では、再放流禁止のリーフレットや外来魚の調理方法を記載した冊子を配布し、個体数の減少に努めています。



# 防除活動 民間団体等の取り組み

## 対象種 セイタカアワダチソウ、ウシガエル、アメリカザリガニなど

### ● 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」【山形県鶴岡市】

URL <http://hotoria-tsuruoka.jp/>

平成24(2012)年4月に開館した鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」では、里山の保全活動、自然環境教育、里山利活用推進などの活動を行っています。サポーター活動の一つとして、生物多様性の保全を目的に都沢湿地の外来植物などの駆除、大型草本(ヨシ・マコモ)の刈り取りなどを実施しています。



都沢湿地

● 対象地 .....  
平成20(2008)年、ラムサール条約に登録された大山下池の東側に位置する都沢湿地を対象にしています。この都沢湿地は、山形県庄内地方の典型的な湿地特性をもつ約8haの低湿地で、「森林浴の森・日本百選」に選ばれている高館山の麓に位置しています。



対象地位置図

#### ● 被害状況 .....

都沢湿地は、数年前から植生遷移による乾燥化に伴う外来植物(セイタカアワダチソウ・オオバタクサ)の繁茂が確認されています。また、湿地性の多様な生物の生息・生育環境を適正に維持するため、湿地内の攪乱を計画的に実施していますが、その過程で外来生物(ウシガエル・アメリカザリガニ)が増加したため、在来生物への影響が懸念されています。



アメリカザリガニの駆除方法を参加者に説明



「ほとりあ」のロゴマーク

#### ● 取り組みの概要 .....

平成18(2006)年度から、都沢湿地保全クラブ「かえるの会」が実施してきたサポーター活動は、庄内自然博物館構想推進協議会のもと、平成24(2012)年度に鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」の活動として再スタートを切りました。取り組み内容としては、外来生物の駆除や大型草本の刈り取りなどの保全活動や、年5～6回の自然学習会等を行っています。また、報告会や交流会を実施し、捕獲したウシガエル・アメリカザリガニを使ったイベントを開催しています。



駆除したウシガエルの唐揚げ

駆除したアメリカザリガニを利用したイベント

### ● 山形県の取り組み

山形県では、平成15(2003)年度より、県内のため池において、漁協や地元市町村との連携により、オオクチバスの駆除活動を行っている他、オオクチバスによる捕食被害の実態を把握するため、内水面水産試験場による胃の内容物の調査も併せて実施しています。

また、在来植物の保全の観点から、同県最上郡戸沢村において、地域の専門家の助言に基づき、アレチウリの駆除対策(委託事業)も実施しています。

## 対象種 ウチダザリガニ

### ● わかば自然楽校【福島県耶麻郡北塩原村】

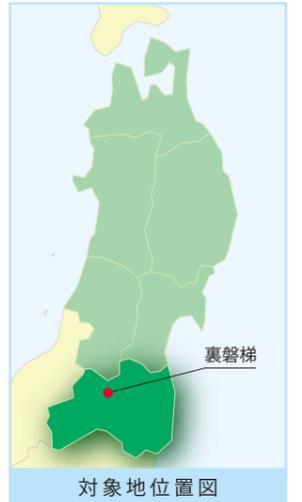
URL <http://park.geocities.jp/igabo2555/index.html>

会津・磐梯エリアで実践を中心とした環境教育に取り組んでいるNPO団体です。磐梯朝日国立公園内のキャンプ場内の河川で、近年本州で分布を広げつつあるウチダザリガニの駆除を行っています。



裏磐梯

● 対象地 .....  
裏磐梯には、1888年の小磐梯山の噴火によって形成された湖沼群をはじめ、大小300を越す湖沼群があるといわれています。裏磐梯の湖沼は、雄国沼のニッコウキスゲの大群落に代表される湿原植物群落などの美しい水辺景観を創出しています。



対象地位置図

#### ● 被害状況 .....

裏磐梯では、現在のところウチダザリガニによる大きな被害は報告されていませんが、その分布は広がりつつあり、水生生物の捕食やミズカビ病の媒介など従来の水生生物への影響が懸念されています。また、裏磐梯の下流に位置する猪苗代湖は、日本海側と太平洋側の両方へ河川や水路で流出するため、裏磐梯を発端にウチダザリガニが他の地域へ大きく広がってしまう可能性があります。



ウチダザリガニ

#### ● 取り組みの概要 .....

環境教育の一環としてウチダザリガニなどの外来生物の駆除活動を行っています。駆除活動の主役は地域の子供達です。子供達は駆除活動を通じて「なぜ外来生物が問題なのか」を学びます。子供達が楽しんで参加できるように、駆除活動の後にはウチダザリガニを参加者で調理して試食するイベントを開催しています。



ウチダザリガニの駆除活動

### ● 福島県の取り組み

福島県では、野生動植物の生息・生育情報を広く収集するため、平成17(2005)年に「福島県野生動植物保護サポーター制度」を創設しました。サポーターは、一般公募された県民で構成されており、それぞれの活動地域における希少動植物や外来種の生息・生育状況などの調査、報告を行っています。